十　第二期以後の利子の適用利率　年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りから、〇・八〇パーセントを控除した率。ただし、控除した率が〇・〇五パーセントを下回るときは、その率は〇・〇五パーセントとする。

十一　初期利子　平成二十二年七月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{0.45}{100}$×$\frac{1}{2}$

十二　第二期以後の利子　毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

額面金額×$\frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$

十三　償還期限　平成三十二年一月十五日

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　払込期日　平成二十二年一月十五日

十六　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十七　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十三年一月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$）

十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十三年一月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十二年七月十五日から平成二十三年一月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十二年七月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

十九　元利金支払場所　日本銀行

○文化庁告示第六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十八条第二項の規定に基づき、著作者の実名登録を次のとおり告示する。

平成二十二年一月二十七日

文化庁長官　玉井日出夫

著作者の実名登録			
登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
登録年月日			
第三三、五八三の一 平成二十一年六月五日	浦賀水道記　渡海の章　Ⅱ	平成二十一年一月一日	小説

右登録の原因

この著作物は、平成二十一年一月一日に五浦一の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

関口新太郎　埼玉県川越市霞ケ関五丁目二番地四

登録番号 登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三三、六三四の二 平成二十一年六月五日	初心者も簡単最強Ｇｏｏｇｌｅで儲けるマニュアル	平成二十年九月二十日	言語の著作物

右登録の原因

この著作物は、平成二十年九月二十日にＪｃｌｉｃｋの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

山田純一郎　宮城県東松島市大塩字緑ケ丘二丁目九番地七

登録番号 登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三三、六四〇号の一 平成二十一年六月五日	卑弥呼ちゃん	平成二十一年三月一日	絵画

右登録の原因

この著作物は、平成二十一年三月一日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

笹畑千代子　奈良県桜井市大字桜井一一三七番地

登録番号 登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三三、六四三号の一 平成二十一年六月五日	濃飛山水	平成二十一年二月二十八日	歌詩

右登録の原因

この著作物は、平成二十一年二月二十八日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

井戸章　岐阜県岐阜市早田栄町二丁目二八番地

登録番号 登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三三、六四六号の一 平成二十一年六月五日	護美入れエコ内袋	平成十八年二月五日	美術の著作物

右登録の原因

この著作物は、平成十八年二月五日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

小笠原栄　愛媛県西条市北条一一三六番地